

第三次滋賀県環境学習推進計画の改定について

1. 滋賀県環境学習推進計画改定の趣旨

滋賀県環境学習推進計画は、滋賀県環境学習の推進に関する条例（平成 16 年 3 月 29 日滋賀県条例第 28 号）に基づき、環境学習の体系的、総合的および効果的な推進を図るため、策定することとされている。

平成 28 年 3 月に、第三次滋賀県環境学習推進計画（以下、「現行計画」という。）が策定されたが、令和 2 年度末で計画期間が終了することから、現行計画の策定後の環境を取り巻く社会情勢の変化や環境学習の状況をふまえ、令和 3 年 3 月の改定を目指して計画改定を行う。

（策定根拠）滋賀県環境学習の推進に関する条例第 6 条

第 6 条 知事は、環境学習の体系的、総合的および効果的な推進を図るため、環境学習の推進に関する計画を策定するものとする。

2 計画には、環境学習の推進に関する長期的な目標、各主体の取組、施策の方向その他必要な事項について定めるものとする。

3 知事は、計画を策定するに当たっては、その基本的事項について、あらかじめ県民等の意見を聴かなければならない。

4 知事は、計画を策定したときは、遅滞なくこれを公表しなければならない。

5 前 2 項の規定は、計画の変更について準用する。

2. 滋賀県環境学習推進計画策定の経緯

平成 15 年 10 月	環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律施行
平成 16 年 4 月	滋賀県環境学習の推進に関する条例施行
平成 16 年 10 月	滋賀県環境学習推進計画の策定
平成 20 年 3 月	滋賀県環境学習推進計画の中間見直し
平成 23 年 3 月	滋賀県環境学習推進計画（第 2 次）の策定
平成 28 年 3 月	第三次滋賀県環境学習推進計画の策定

3. 第三次滋賀県環境学習推進計画策定以降の主な動き

（1）国内外の動き

- 平成 27 年 9 月の国連総会において採択された「持続可能な開発のための 2030 年アジェンダ」では、持続可能な開発目標（SDGs）として 17 のゴールおよび 169 のターゲットが掲げられた。2030 年アジェンダ実施のため、平成 28 年 12 月、国は持続可能な開発目標（SDGs）実施指針」を策定。
- SDGs、パリ協定等の国際的な潮流を踏まえ、平成 30 年 4 月、国は第五次環境基本計画（地域循環共生圏）を策定。また、平成 30 年 6 月、国は環境教育等促進法基本方針を変更。
- 平成 28 年 3 月、国は「ESD に関するグローバル・アクション・プログラム（GAP）」実施計画を決定。平成 31 年 2 月、ユネスコ執行委員会は GAP の後継フレームワーク草案として、Education for Sustainable Development: Towards achieving the SDGs（ESD for 2030）を提示。ユネスコ総会で決定されたのち、国連総会で採択予定。
- 平成 29 年 3 月、持続可能な社会の創り手の育成が盛り込まれた小・中学校の新学習指導要領が告示。

社会情勢キーワード：人口減少と高齢化、気候変動と大規模災害、海洋プラスチックごみ問題と生物への影響、ESG 投資、第 4 次産業革命（IoT、AI）と超スマート社会、働き方改革、2020 年教育改革、SIB 等

(2) 滋賀県の動き

- 平成 29 年 3 月、琵琶湖を「守る」と「活かす」ことの好循環をさらに推進することを重点に、琵琶湖保全再生施策に関する計画を策定。
- 気候変動適応法（平成 30 年 12 月）の施行を受け、気候変動の影響を回避・軽減する施策を推進するため、平成 31 年 1 月に「滋賀県気候変動適応センター」を設置。
- 平成 31 年 3 月、SDGs やパリ協定を含めた県内外の状況を踏まえ、2030 年度までの 12 年計画として、滋賀県基本構想や第五次滋賀県環境総合計画を策定。環境総合計画は「いかに適切に環境に関わるか」という広い視点から環境保全施策を進めることを提示。
- 平成 31 年 3 月、「滋賀らしさを生かした学び」「人生 100 年を見据えた学び」を視点に第 3 期滋賀県教育振興計画を策定。

社会情勢キーワード：国民的資産の琵琶湖、日本遺産（琵琶湖と水辺景観）、日本農業遺産、SDGs 未来都市、びわ博・うみのこリユール、やまの健康、ピワイチ、エシカル消費、エディブル・スクールヤード活動等

4. 第三次滋賀県環境学習推進計画の状況について

別紙参照

- 現行計画では、県教育委員会事務局や琵琶湖博物館環境学習センター等との連携のもと、行政、県民、民間団体、学識経験者等から構成する「滋賀県環境学習等推進協議会」において進行管理を実施し、県の環境学習関連事業の半数以上で「気づく」「学ぶ」「考える」を意識した人材育成に取り組むことができた。一方で、「行動する」「つながる」「解決する」を意識した持続可能な社会づくりに寄与する事業は半数以下であり、さらなる推進が求められている。
- 県民の環境保全の取組について、エネルギー使用量の削減やごみの減量といった環境配慮行動につながっていると考えられ、県内での高いマイバッグ持参率・レジ袋有料化の取組への参加率に見られるように、県民や事業者による環境保全の取組が広がりをみせている。

5. 計画改定に向けた検討のポイント

- 現行計画の、環境学習による人材育成を持続可能な社会づくりにつなげていく考え方（ギアモデル）を踏襲しつつ、SDGs と ESD の関係性を整理した上で、ESD の視点を取り入れた環境学習を推進する必要がある。
- 一人ひとりのライフスタイルに合った方法で、琵琶湖をはじめ身近な自然にふれあう（関わる）ことで、琵琶湖の多様な価値に気づき、そして「活かす」ことで「守る」取組へとつながる好循環を作り出すための、多様な人材による学び・支援が必要である。
- 琵琶湖の保全再生、生物多様性保全、低炭素社会づくり、循環型社会づくりなどの各分野のつながりに着目した、分野横断的で課題解決型の学習を推進する必要がある。
- 学校における持続可能な社会の創り手育成に向け、児童・生徒の学びをつなぎ、学校と地域をつなぐ取組を推進する必要がある。
- 環境学習を推進する人、団体、施設などの「つながり」強化に取り組む必要がある。
- 国際的な視点から琵琶湖や地域資源、滋賀の取組を見直し、環境学習に係る国際的な協調と協力を進める必要がある。

6. スケジュール

令和元年 11 月 環境審議会に諮問

（環境学習等推進協議会での検討を踏まえ、環境企画部会で 3 回程度の審議）

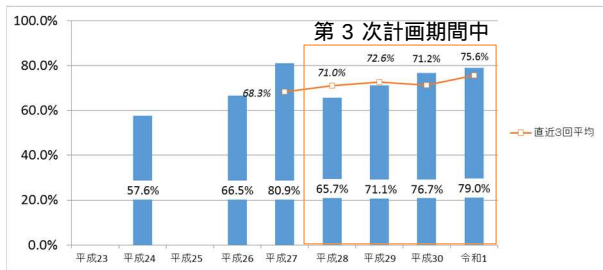
令和 2 年 10 月頃 環境審議会から答申

令和 2 年 11 月頃 県民政策コメント実施

令和 3 年 3 月 計画改定

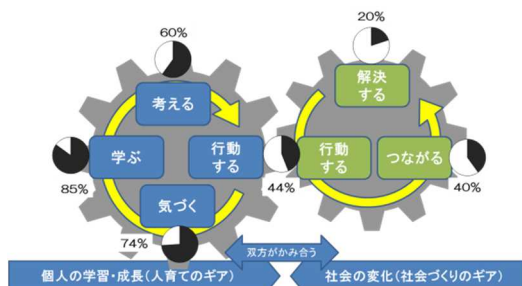
環境学習関連指標について

○ 県民の環境保全行動実施率について

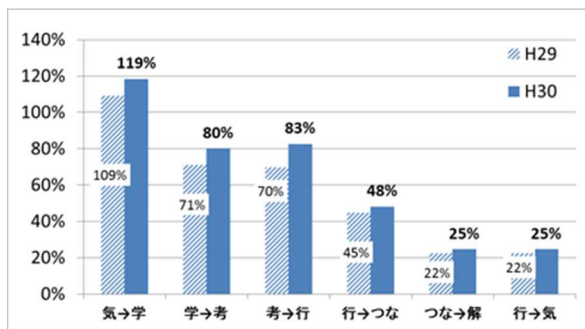


- ・令和元年度は、平成30年度と比較して2.3ポイントの増。
- ・平成24年度以降、環境保全行動実施率は上向きにある。
(補足: 平成29年度までの調査は県政世論調査、平成30年度以降の調査は県政モニターアンケート)

○ 県環境学習関連事業とギアモデルの関係

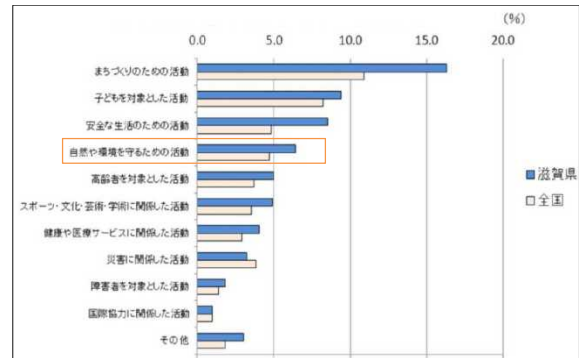


- ・平成30年度事業がどのステップを意識したかの割合を表している
- 事業実施時に行ったギアを回すための工夫の数 / 全事業数



- ・平成30年度に実施した環境学習関連事業調査の結果では、「気づく」「学ぶ」「考える」を意識した事業の割合は半数を超えている。しかし、「行動する」「つながる」「解決する」を意識した事業の割合は半数以下。

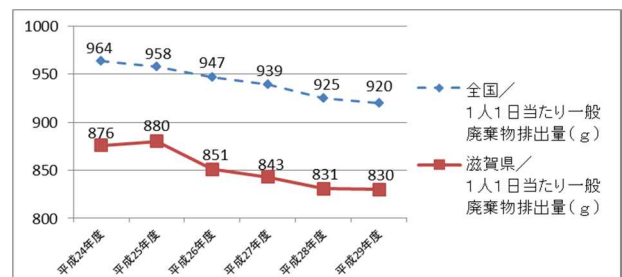
○ ボランティア活動の種類別行動率 (滋賀県、全国)



- ・滋賀県のボランティア活動への参加率は、全国の状況よりも高く、その中でまちづくりや高齢者を対象とした活動と並んで、自然や環境を守る活動も多くなっている。

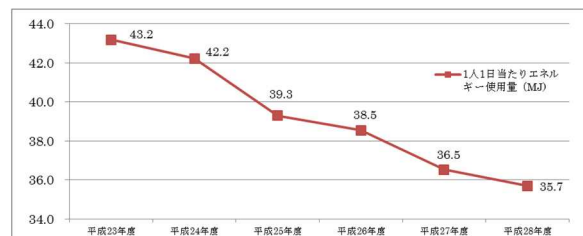
○ 滋賀県内における

1人1日当たりの一般廃棄物排出量



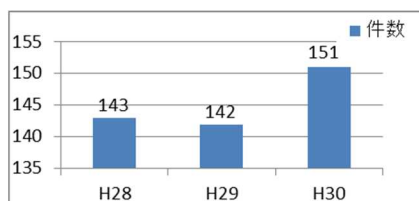
○ 滋賀県内の家庭部門における

1人1日当たりのエネルギー使用量

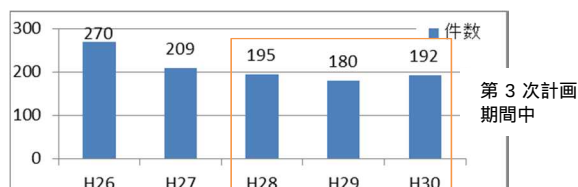


- ・1人1日当たりの一般廃棄物排出量およびエネルギー使用量とも、近年低下傾向にある。

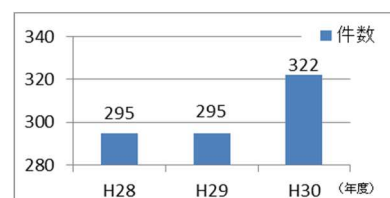
○ 環境学習情報ウェブサイト：エコロシーが「教えてくれる人」登録件数



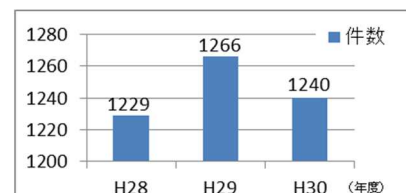
○ 環境学習センター年間相談件数



○ 環境分野プログラム登録件数 (エコロシーが「おねっと」学校支援メニューより)



○ 場や機会づくりを意図した事業の年間開催数



第三次滋賀県環境学習推進計画の改定について

滋賀県環境学習推進計画について

- ・滋賀県環境学習の推進に関する条例に基づき、環境学習の体系的、総合的および効果的な推進を図るために定める計画。
- ・令和2年度末で現行計画が終了することから、現行計画策定後の状況を踏まえ、環境審議会・環境学習等推進協議会の意見を聴き、改定する。

社会状況の変化

・・・・・・ 環境問題の複雑化・多様化、柔軟で多様な生き方、教育現場の諸課題 等

○ 環境・経済・社会の統合的向上

< 国内外の動き >

- ・持続可能な開発目標 (SDGs)
- ・第五次環境基本計画

< 滋賀県の動き >

- ・第五次環境総合計画
- ・琵琶湖保全再生計画

- ・「いかに適切に環境に関わるか」の広い視点へ
- ・「共生」、「守る・活かす・支える」、「協働」の施策展開の視点
- ・「国際的な協調と協力」の柱を新たに追加

○ 持続可能な社会づくりを担う人材の育成

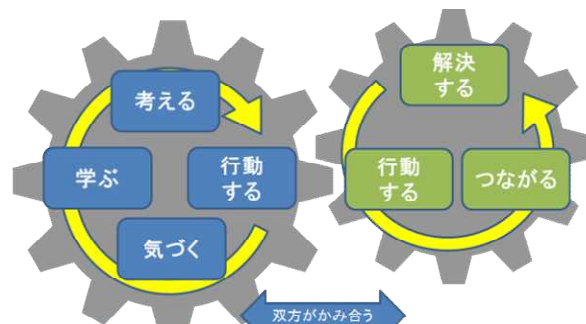
- ・環境教育等促進法基本方針
- ・小、中学校の新学習指導要領

- ・滋賀県教育振興計画

- ・「滋賀らしさを生かした学び」「人生100年を見据えた学び」(基本的な考え方)
- ・「地域資源」を取り入れた環境教育の推進
- ・家庭や地域と学校との連携・協働活動の充実

計画改定に向けた検討のポイント

SDGsの特徴(環境・経済・社会の統合的向上)や、ESDの視点を取り入れた環境学習の推進



個人の学習・成長(人育てのギア)

社会の変化(社会づくりのギア)

< ギアモデル >

自分にあった方法で自然と関わる

自分のライフスタイルにあった方法で、琵琶湖をはじめ身近な自然にふれあう・関わる

多様な分野のつながりを考える

琵琶湖の保全再生、生物多様性保全、低炭素社会づくり、循環型社会づくりなど各分野間のつながりを考える

地域と学校がつながる

幅広い地域住民の参画を得て活動の持続可能性を高めつつ、その内容を学校との連携・協働に深化させる

多様な主体のつながりを深める

住民、NPO、企業、大学、行政、中間支援組織などあらゆる主体が環境学習・保全活動に関わり、つながる

環境学習に係る国際協調を進める

国際的な視点から琵琶湖や滋賀の取組を見直し、環境学習に係る国際的な協調と協力を進める。